

校訂 『犬山里語記』 (巻の一)

日 比 野 晃

はじめに

本稿は、原本であると考えられる肥田家蔵本を底本として、これの忠実な翻刻に努めたが、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、底本において挿入されている文章および語句、それに付箋の記事は「」をつけて、文中の適当な個所に入れた。
- 一、底本に付されている朱の圈点・傍線は全面的に削除した。
- 一、底本において、著者(肥田信易)が後日に記入しようとして、空白にしておいたと考えられる個所は○印を記した。
- 一、底本には句読点・並列点がないが、校訂者の責任において新たに付した。また、濁音符も加えた。そして、和文中の漢文体については返り点を補った。
- 一、適宜に段落を設けた。また、引用文あるいは書名などには、必要に応じて「」を付した。
- 一、底本で明らかに誤字・衍字・脱字と認められるものは訂正した。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に()をつけて補った以外は、そのままとした。

一、底本の振り仮名はそのままとしたが、他の難訓(音)には()をつけて、現代仮名遣いによって新たに付した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。

一、平仮名の中で使われている片仮名は平仮名に統一をした。また、変体仮名・合字も通行の平仮名に改めた。

一、宛字・借字は底本のままにして、その右横に()をつけて振り仮名を補った。

一、年号および干支によって表わされている年は、その右横に()をつけて西暦年を記した。

一、以上のうち、底本に引用されている証文などは、句読点を付したほか特に訂しないで、原文のままとした。

なお、本文の語句の注は、語句の右下に()をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

大山里語記 序

今をむかしにくらべて、しのぶのくさのしのぶざらめやと、紀のつらゆきのかき給ひしを、つらくおもひ出て、大山のふる事を年丈たる人に、予が少小より聞侍りしを、筆とりかいつけて、此冊に残し侍らん。

ふるごとの、今は式筋三すじの物がたりとなる事、むかしの人のかいつけをき、つる文もなければ、唯、里人の老たるが稚き童に言つたへ、聞つたへして、とし経ることの悲しさはせんすべなく、正偽是非の弁義も撰ばず、里語記と題して、今の事までも後のたよりとらん事は、此冊を几上に置てかいつけ、猶も今をむかしにくらべて、後の物語とはなさん。

文化十四年丁丑五月

信易 印

附言

一、尾張国丹羽郡大山の称号は、産神尾綱根命の後胤、若犬養の宿称と申人、領主たるによるといふ。

又、大山を乾山とかく事は間々これ有り。里語に、国の戌亥たるによつて名づくと云。此説不詳。

此地、何ぞ国の乾ならんや。乾の字義は、玉姫命の御父神、大荒田命、同郡二の宮にまします。其山より戌亥に当り、爰による事しかり。

一、大山の名はふるし。「新葉集」に見たる歌に

信濃より木曾路をば、はるくとのほりけるに、大山といふ所より、なるみのうらへ出侍りけるとて、おもひつづけける。よみ人不知

山路よりいそべの里にけふは来てうらめづらしき旅衣哉

「新葉集」は弘和三年、後醍醐天皇の皇子宗良親王撰せ給ひて、奏し給ふといふ事有。此親王は則大山を領知し給ふ君なり。

此御歌も親王よみ給ふ事なる歟。

一、「空海上人秘決抄」に

ことし、尾張国大山といへる処の社に詣ふて

かりの世のへだてを見する木曾路川神も仏も同じ流を

此歌は岩倉三位様、大隅守有定之御物語。

一、大山と云事は、いづれの御代にや、御城主寵愛の犬、元旦に生首を喰へ来ることによるといへり。

予思ふに、「新葉集」は文明以前なるべし。御城主御代こといかゞ。文明以後の事なるべし。此説不詳。

「似たる古文在。現宮川弥兵衛祖父彈平の代、正月元旦、童の首を犬のくはへて来る事有。其首、今猶、宮川家に在。行て尋べし。都而心得の儘しるす。是非を云にあらず。老婆心のこと。」

一、大山を飛山と言たる由、伊勢御師綿屋大夫廻旦帳に、尾州丹羽

郡飛山とかきつたへたるよし、き、侍る。

一、犬山は中古、親王の御領なる由申侍る。是は宗良親王也。『新葉集』によみ人不知とある歌も此親王の御詠也。関東より犬山に來らせ給ひて、磯辺の里に出給ふいそべの里は、知多郡誌崎の西南なる山中。

〔南北朝の節、宗良一日宗尊親王、尹良親王、良王君、此御三代領知し給ふことか。良王は薨去の後、瑞泉寺殿と号す。同国津嶋の御社内、御前大明神は此神廟也。薨去は瑞泉寺開基の頃にて応永年間也。瑞泉寺御建立なる欵。瑞泉寺にも伝記なし。〕

一、此集に今とかいつけたるは、文化十四年(一八七四年)に筆取初る。見る人、こ、を以てよみ給へ。

一、御当家様とかいつけたるは、元和三年(一六二七年)の御入城(九)よりして、御歴代の御事也。

一、此集に載る御家譜式は御高札の古文言、其他十餘ヶ条は子が祖父寧榮(一〇)の認置たる事有り、これに近ごろを補てこ、に記す。

一、神社・仏閣・武門の家には、其家のふる事書しるし、代々に伝し事あれども、農工商の家には其事稀也。業を励たる人は筆とる

事なく、三味線・双六の遊稽(一〇)に三餘を樂むとも、ふる事をしらず。剩(あまつそと)、遊稽は長じて業をそこない、故に多くは其家の大事を失ひ、

たま／＼古ごとを好むもの出たるとも、わが家のむかしをしらず、漸(まよひ)、旦那寺の過去帳を搜して、先祖の忌月を知るばかりなり。

一、犬山はふるき地なれば、千年に餘りたる家も有なん。さはあれども、ふる事を其家にしらず。

予思ふに、六、七代も相続したる家、今はわかれて五軒となる。其氏を尋るに、奴僕と成て家氏をしらず。紋は丸に立沢瀉をむかしより定紋とすといふ。かくのごとくの事也。富貴貧賤は其世代によるもの也。こ、に不拘して、先祖の家譜は正し度ものかは。むかしの大家も一度因窮(一)すれば、工商の癖として是をいやしみ、農工商にて三代の貧乏は、終に奴僕と成て星霜を送る事悲むべし。一、其家により、ふるごとの記録を持つたえ侍る人もあり。こ、によらば正直なるふる事もしるべし。さはあれども、其家の世主により、わが思ふまゝに旧記をこしらへて、子孫に伝る事見へ侍る。故に、こ、にもよらず、唯、里人の口づたえにして残し侍る事を此集にとむるのみ。

信易

印印(一)

犬山里語記

目録

卷の一 産社并別宮・撰社

附り、産神祭礼式

卷の二 諸神社

附り、神主・神人家・陰陽師

卷の三 御城主記

附り、御家譜

卷の四 諸寺院

附り、御朱印・御証文

卷の五

堂舎・廃寺・盈寺(えい)

附り、修験・医師

卷の六

地理

附り、長吏共の事

卷の七

陌村

附り、御高札文言

卷の八

里人

附り、御先代以来地子御免許の事

卷の九

役事

附り、御目見の者

卷の十

産物

附り、妖怪

卷の十一

諸問屋

附り、株の商売

卷の十二

拾遺

犬山里語記 卷の一

産社

抑、産社の太御神は、犬山をはじめ近村、橋爪・富岡・善師野・
継鹿尾・栗す等みな産子也。(つがお) 殊に丹羽一郡の惣社と申奉りて、一郡

の人民尊み奉る。往古より今の御城山に御鎮座まします。白山宮と申奉り、三柱の御神也。

御城主織田与治郎信康、天文六年丁酉八月廿八日、吉田兼右卿(よ)執

奏にて後奈良天皇宣下有り、東の丸山え御遷座まします。今の白山

平、是也。本宮山と申侍る。

慶長十老年丙午に、又、名栗町八幡宮の御社地え御遷座まします。

今の御社地なり。橋爪村に止々馬木(とゞめき)といふ川橋有。当社の往古、下

馬杭の有し所といふ。御橋のあるによりて、其地を橋爪と云之。

一、御社領、往古は式百町。中古に至りて三十六反餘相残りたるを、

豊臣秀吉公御取上げ被成。今の御社領は、御城主前代、小笠原和泉

守吉次御寄進にて、以来相続す。御証文如左。

犬山村八幡宮、白山、御領之宮、三社之神田五反小之所、永代

令寄進者也、仍如件

(一六〇〇年) 慶長五年

小笠原和泉守

十二月廿日

吉次判

神主

右御証文、神主赤堀氏代々秘蔵す。

予思ふに、此御証文は、慶長五年、小笠原御入城の時也。御社の

御遷座は慶長十式年にして、本宮山にまします時なり。此節、神主

家はいづれにある事哉。今の地に神主住給へば、八幡宮の守護なる

欵。御領の宮は神主の祖神と聞侍る。是は此地にまします事か。

一、御当家様に相成、駿府におみて左の通。

六反八畝式歩、高拾石式斗

八幡、白山、御領之宮、三社之神領如前々、不可有相違旨、為御掟仍而如此者、恐々謹言

(二六五年) 丑七月

犬山神主

志水甲斐守

此御証文は、本紙、神主家にて寛永十一年、犬山大火の節、焼失といふ。今は写しを以て秘藏す。里語に、此御証文は神戸長藏一紙の御朱印といふ。長藏断絶の時失すか。惜々々。

一、今の御本殿は、喜多川玄信・神戸弥兵衛・神戸長藏等發願にて、延宝七年己未五月に手斧始して、同年九月廿八日に造開遷宮し奉る。

一、祭文殿新造は〇〇

一、拝殿新造は慶安四年辛卯。

一、鳥居新造は〇〇

今の鳥居は明和九年辰八月再建して、銅にて包む。以前は木の朱鳥居なり。

一、瑞籬新造は〇〇

今のみづがきは〇〇

一、練塀新造は〇〇

今のねりべいは〇〇

むかしは土手にして、竹垣なりし由。

一、見切新造は〇〇

今は、小嶋弥五左衛門より寄附にて、修理す。

一、御輿舎新造〇〇

一、内の瑞籬新造〇〇

今の再建は文化十四年丁丑八月。

一、往古は鐘もありて、今、妙感寺の鐘となる。是は〇〇

一、渡り殿は、殿様御社参の節為御模通、宝曆七年丑九月に新造。

其以前は、御社参、拝殿におゐて御神拝被遊候。

一、正徳六年八月に御本殿を後口へ引奉る。

一、元禄十一年戊寅、鳥居に御額かゝる。其文字は「白山妙理権現、黄檗悦山筆也。」

一、正徳二年壬辰四月、吉田殿より御簾御奉納有。同五年乙未七月

廿二日、吉田殿より宗源神宣にて、正一位白山神社と御神階。

一、松平太郎右衛門君山先生、「張州府志」御撰の節、当社は丹羽郡

針綱神社なるよし書頭給ふ。

丹羽郡稲置庄大山

針綱名神。延喜神名式曰、丹羽郡針綱神社。本国帳曰、従一位

針綱名神。集説曰、按旧事記載、建稻種命、邇波県君大荒田女

玉姫為妻、生尾綱根命。姓氏録曰、若犬養宿祢尾綱根命後也。

大山之称自犬養之称乎。天孫本紀曰、天香語山命五世建筒草命

建多乎理命、若犬養建等祖神也。神領、二十石五斗八升。祭祀、

廿八日。神主堀氏代々掌記。

右、宝曆壬申歲蒙邦君載公之命、撰張州府志時所考索記者也。

松平秀雲謹誌

一、安永四年乙未七月廿二日、吉田兼雄卿御染筆にて、御額「正一

位白山針綱大明神」、渡殿にかゝる。

位白山針綱大明神」、渡殿にかゝる。

一、祭神、三柱の御神にてましますを、針綱神社と申奉るによりて、

九柱の御神を祭り奉る。

建稲種命・建筒革命・建多乎利命・玉姬命・尾綱根命・大荒田命・

伊弉諾尊・菊理姬命・大己貴命。以上。

一、寛政八年丙辰十月廿五日、二條左大臣治孝公御執奏所と成。雲

上明覽^{〔一七九六年〕}に出づ。

一、寛政七年乙卯七月、烏丸大納言光祖卿御寄附にて、勅額、花山

院大納言愛徳卿御染筆。郡中総社白山針綱太神宮

右、勅額あれども、内勅なれば御額を内殿に納め奉る。

〔天保六、月日、大風雨にて白山社内の大木、根よりおれて、西

方の末社一、二損したり。其内より、高式尺計の石に、針綱大明神^{〔神社かわすれ〕}

と彫付たる立石出たり。嘗、神主にもいまだ不尋。右如何哉。〕

御神宝、荒増左にしるす。

一、木馬。背に白山大明神と彫有。是は織田与次郎信康御自作にて、

御奉納。

一、獅子頭。右、信康御奉納にて、御大工五郎左衛門近佐作と有。

一、御軍配。是は寺尾土佐守直龍御奉納。〔此事、里語伝聞てしるす。

能く見奉れば、平尾御氏・葛岡御氏の奉納也。〕

一、御刀。是は伊木長門守正久御奉納。

一、御野太刀。銘鍛冶相模守家久奉納。

一、御長刀。奉納人不知。銘鍛冶兼常作。

一、御大小。銘鍛冶包重自作之奉納。

一、御脇差。奥州会津住人中条藤助道辰と云銘鍛冶、大山に來りて

日比野道俊におみて鍛之奉納。

一、御具足。平岩三郎兵衛英吉奉納。

一、御籠。

一、御大小の類、数多有之。其外の御神宝略之。

一、烏丸光祖卿御奉納の和歌に

天地とともに限らぬ御舎の御座のよそひひかりそひつ、

一、御本殿の造り替は拾七年目にして、寅、午、戌の七月、拝殿を

仮殿にして外遷宮し奉り、八月正遷宮をつとむ。仮殿にまします中

は、産子より御馳走と称して、賑々舖日々祭り奉る。正遷宮の日は

昼午の刻に散餅す。夜に入て還幸の行粧をなし奉る。

一、御神事は、正月白馬の神事を始として、年内数多也。中にも、

正月十九日の疫神祭、二月五日湯立、二月祈念祭、五月廿八日湯立、

六月晦日名越祓、九月五日湯立、十一月新嘗会等賑々敷神事也。大

祭、八月廿七日八日の行粧式、別にしるす。

一、御社内、式反式敵六歩。前々除。

此有坪、西より北にて八百六拾式坪余、町地買入。内、四拾壹坪

三步三合名栗町分、九拾三坪下本町分、七百廿八坪七步壹勺余鍛冶

屋町分。

一、御旅所境内、三反拾四步。除地。

地面、大門口十間、東西七拾間、中ほどにて巾廿七間也。延宝六

年戊午八月廿四日に御寄附なり。町年寄小嶋弥次右衛門代。

一、本宮山。里俗、是を白山平と唱ふ。慶長十一年丙午に社を新造

し奉るといふ。

子思ふに、白山宮、名栗町へ御遷座は慶長十式年なり。其前年に
今の御社新造し奉る事不審。年歴の違ひ有歟。

山内、東西百五拾間、南北百八拾間。前々除。但、東の境より社
迄八十五間、西の境より社迄五十七間。南の境より社迄百式間、北
の境より社迄八十間。東の方、北の谷より西の谷迄百七拾間。

御祭日四月八日、神主赤堀氏勤之。

絶頂に小池有、天恩池(てんおんいけ)といふ。此池水に潮のさしひき有り。故に

此山を東潮山と唱ふ。

一、注連(しめ)の内、廿老ヶ村といふ事有。むかしより産子(うぶこ)に同じくして
尊み奉る。八月大祭の節は、大注連日(おほしめび)より灸治をつゝしむ。当日は
神酒・赤飯を備侍る家々もこれあり。

一、尾綱根命と申奉るは、尾張姓にして大連(おほむらじ)に昇進し給ふ。姫は皇
后に立せ給ふ。むかしより白山宮と申奉りて、針綱の御社号いづれ
の御代より失ひ給ふ事かされず。近代、是をむかしに改て針綱神社
と申奉る。君山先生、張州府志を撰給ふの時に、據なき事にもあ
らずや。こゝに古き神名帳のうつしを下野村間宮ト鄰所持す。是は
伊勢の御文庫に納る書のうつし也といふ。是に、「丹羽郡針綱神社は
大山の白山なるか」と書給ふ。上代より分りかねたる事成べし。し
かし、式内針綱神社といふべき社、他に不見、当社の御事成べし。

当社伝来服忌令

一、父母(ふぼ)の服忌(ふくき) 百十日、内服(うちく)五十日

遠国他所にて死たれば、月日をへだて、も告来候時、処付日より
さらに五十日を初めとして、百十日服をきる也。此儀両親に限る也。

一、養父母の忌服 九十日、内いとま三十日

一、夫男の忌服 同断

一、妻女の忌服 八十日、内いとま二十日

一、舅(ぢやう)の忌服 同断

一、嫡子の忌服 同断

一、末子の忌服 三十日、内いとま十日

一、祖父母の忌服 九十日、内いとま三十日

一、伯父伯母の忌服 八十日、内いとま廿日

一、兄弟の忌服 同断

一、曾祖父母の忌服 同断

一、高祖父母の忌服 三十日、内いとま十日

一、嫡孫の忌服 同断

一、末孫の忌服 七日、内いとま三日

一、従父の忌服 同断

一、甥(せいでう)姪の忌服 同断

母方

一、祖父母の忌服 八十日、内いとま廿日

一、伯父伯母の忌服 三十日、内いとま十日

一、産所の穢 三十日

産婦、廿日の内別火(わか)。廿日過にて家内を清め、火を改め、外のも
のは社参すべし。産婦は百十日過候て社参すべし。産所之見廻して
火をくい候はゞ、当日別火をくい清めて社参不苦。清火(きよひ)の内、産家
へ見廻遠慮すべし。

一、死所の穢 三十日

三十日過て家内の火を改、垣水を打、家内を清め、外の者は社参不苦。然れども、親の忌服受候者有之候は、あら忌五十日の内は外のものに共に社参遠慮すべし。五十日過候て家内の火を改め、垣水を打清て、外のものは社参不苦候。

一、死所え見廻、火を喰手伝七日のけがれ。其内、もくよくの手伝は三十日の穢也。かろき手伝は三日、併火をくへば七日けがれなり。悔は当日、野送り当日、穴堀に七日、うめ方に七日、こしかきに七日、諸道具持参は三日穢也。

一、午・牛・犬・ぶた・羊・猪・鹿・かもし、くらし、にく・さる・あをし、やまいぬ・あふかみ。

右の如のものくい候は、百日社参ならず。百日けがれたる人と相火の人は廿一日の穢。たとへば、百日目に相火をくい候ても、本人のけがれはされど、相火の人は廿一日のけがれ也。廿一日穢たる人も、相火をくい候へば七日のけがれ。七日けがれ候人と相火、三日社参ならず。一、月水、七日の間うらへ出し、八日目に本宅へうつし、うちにて三日あかり火くい、十一日目に行水して清め、十三日めに社参不苦候。一、きつね・たぬき・川うそ・うさぎ。

右、五日のけがれなり。

一、灸治三日、手伝当日。

一、両親の忌日、毎月社参ならず。

右の条々、当社伝来の服忌令也。(これは故播摩守書贈られたる。うつすもの也。)

産社御境内別宮・摂社

一、正八幡宮。是は当社地主の御神也。祭神は菅田天皇・神功皇后・比売神、右三柱の御神。祭礼、二月初卯、八月十四日、十五日。神領、前の御証文に見ゆ。

此御社、往古は今の外町御堀の南東側の地に鎮座まします。故に其所を八幡といふ。今、西名栗町の南側も、其八まんの内なりと聞侍る。慶長四年己亥、此社地へ易地し奉るもの也といふ。
(一九九年)

一、御領宮。祭神は伊弉册尊・秀卿朝臣の靈事・幸靈神、右三柱也。祭礼、冬至の日。神領、前の御証文に見ゆ。

一、愛宕社。祭神は伊弉册尊・大産靈・軻遇突智、右三柱也。祭礼六月廿三日四日。此軻遇突智は永録年中、赤堀民部盛勝合祭し奉る。

一、熱田社。祭神、天照大神・素戔嗚尊・日本武尊・宮簀媛命・建稲種命。祭礼、五月五日。

一、天王社。祭神、素戔嗚尊・稻田姫・八王子。祭礼、六月十四日十五日。

一、若宮。祭神、雅産遲・弟彦連。祭礼、九月廿七日、廿八日。右の六社を別宮とす。左は摂社也。

一、大国恵比須社。祭神、大国主神・事代主神。祭礼、正月十日、十月十九日、廿日。

一、東神明社。祭神、天照大神・手力雄神・万幡豊秋津師比売神。祭礼、九月十七日。

一、香良洲社。祭神、雅日女尊。祭礼、二月五日・十一月五日。
一、作金神社。祭神、金山彦神・天目一箇神・荒御前。祭礼、十一

月八日。

一、手置神社。祭神、手置帆負神・彦狭知神・角拭尊・大山祇神・

木花開耶姬神・相殿、厩戸豊聡耳命。祭礼、二月七日・十一月七日。

一、秋葉社。祭神、軻遇突知。祭礼、十一月十六日、十七日。

一、金毘羅社。祭神、素戔鳴尊・大己貴尊・崇徳天皇。祭礼、三月

十日・六月十日・十月十日。

一、東稻荷社。祭神、倉稻魂神・大市比売土社神。祭礼、二月初午。

一、稲木神社・田中天神・影向社。祭神、大中津日子命・少彦名命・

道真公靈。祭礼、三月三日・六月廿五日。

一、丹生神社。祭神、岡象女神。祭礼、三月三日。

一、神明宮。祭神、豊受大神・瓊々杵尊・天児屋根命・太玉命。祭

礼、九月十六日。

一、日吉神社。祭神、大己貴神。上七社、中七社、下七社合祭。祭

礼、四月中の申の日。

一、楠本御前社。祭神、伊弉諾尊・伊弉册尊。祭礼、三月廿日。

一、梅宮。祭神、酒解神・大若子神・小若子神・酒解子神。祭礼、

四月酉日・十一月上酉日。

一、春日神社。祭神、武甕槌神・経津主神・天児屋根命・比売神。

祭礼、二月上申日・十一月上申日。

此御社は寛政二年戊辰正月七日、烏丸大納言光祖卿御志願に依て、

御再建。

一、船着社。祭神、彦火々出見尊。祭礼、八月十八日。

一、竹生嶋社。祭神、倉稻魂命。祭礼、己巳日。

一、幸神社。祭神、猿田彦大神。祭礼、庚申日。

一、西稻荷社。東稻荷社同様。

一、染甫神社。祭神、天羽槌雄神。祭礼、二月廿六日。

一、井水神社。祭神、岡象女神・生井神・福井神・綱長井神。祭礼、

三月三日。

一、東天神社。祭神、菅公。祭礼、二月廿五日・六月廿五日。

一、東照宮。遙拝所。

一、結の神。祭神、伊弉諾尊・伊弉册尊。祭礼、五月廿八日。

一、越の白山登拝所。祭礼、四月晦日・六月十八日。

以上

産神祭礼式

今の祭礼、八月廿七日、廿八日の事は、寛永十式年乙亥にはじまり

たり。

一、里語に、先殿様問屋前にて新薦を敷給ひて祭礼御上覧有の処、

其ころはいまだ惣町村よりも祭礼不勤事にて、殿様御気色不宜。産

神を産神と不尊ものは、城主を城主とも不思議と御意被遊候よし。

仍之不残祭礼始たり。其後、江戸麴町御屋敷御玄関へ山伏体のすが

たにて、祭が追々賑々敷相成大に悦ぶと言。其声を聞て御取次役長

谷川立出給ふに、其人なかりけるといふ事聞侍る。

一、祭礼に他社より社人参勤の輩、立帽子・浅沓の着用免許状、明

和年中に吉田殿より神主大隅守へ給る。

一、毎年八月十八日に惣町代御奉行へ罷出、産社祭礼、例年の通取

扱可申旨を伺ひ、町々え申渡す事也。

一、八月廿二日を大注連日と申て、御社地并神主宅等に注連を張り、神主、禁足なる門に禁札をかける。其文に「僧尼・汚穢・不浄の輩不可入」と有。産子の人民火を清め、不浄を除き、灸治を忌む。町々、車山を此日よりして組みはじめ、都而祭事に取かゝる。

一、同廿六日には車山、其町限に引初る。是を里俗、「場ならし」といふ。むかしは此日、産子の人都而髪を洗ふ事也。

一、同廿七日は試楽の御神祭也。名栗町車山を先づ巳の刻より宮の前に引渡し、其次に熊野町車山引わたる。次に鍛冶屋町・練屋町車山引わたし、午の刻頃に下本町・中本町・上本町・外町等の車山引わたす。申の刻過て中切村・大本町村の聖の駒、図師を東へ通り、かぢや町を下りて、御社内へ入る西名栗町えか、り、大本町を登りて帰る。寺内町の「雪掃童」の駒・内田村の「殺生人」駒等も御社内へ来る。其外は其町にて試楽の式を祭りける。神主・神人出勤にて、祭文殿におゐて神楽を奏し奉る。産子の人民、袴或は袴羽織にて参詣し、神事行はる。御役人様御出張有り。寺社町方御目附三頭・御手代・御組の衆迄不残御出張。御番所へ御足軽衆御詰して、夜に入て惣町代罷出、御奉行所へ奉伺、明朝引渡しの時刻を定む。夫々申渡す。引揃六つ半時、引わたし五つ時也。

一、廿八日未明に下本町の車を名栗町辻の切へ遺し置、中本町の車を東名栗町へ遺す。又、下本町の車を其前へ遺し置、魚屋町の二輛は鍛冶屋町通を下りて下本町車の前に並ぶ。此節、横町の黒船・ねりや町の車はねりや町通横町へ入置、又、かぢや町のくるまは宮のうしろへ入置事也。中切村・大本町の聖は図師をひがしへ通り、

かぢや町を下り、ねりべいに添並ぶ。熊の町の車は名栗町の東に出る。鶴飼町の大母衣は、中切の聖の出たるを見て大手へ出、問屋前より横町に入り、ねりや町を下りて聖の北に並ぶ。横町の黒船・上本町・練屋町の車はねりや町を下り、かぢや町の車は宮の後居置、次第を追てくり出す。内田村駒・余坂村の車・寺内町の車は熊野町を下りて名栗町の東に出る。名栗町・外町の車は下本町を登りて宮の後に入、みな其順従ひ操出す。先車三輛の役がかり相揃しより、惣町代罷出、御奉行所へ奉伺。

祭礼行粧式、左の通。先払の者・御獅子等は神主より頼ありて、惣町代これを預る。

祭礼行幸式

先払式人、麻袴着用にて神主家より出づ。

御禰、白張の神人これをつる。

御獅子頭。

同台持。

むかしは此所、町方御手代上下御着用にて御出勤有し由、御道具も爰に出る。安永七年戌より惣町代計りになる。享保十八年に、白山は大社の事に候得ば祭礼容易に取扱候筈は無之候、袴にて出候様にと殿様被思召。先へ出候手代は上下、跡は御足軽にて袴羽織可然哉。惣町代、当日刀御免の事也と右の趣聞侍る。

惣町代

草履取
床机持
狭ばこ

野風呂・弁当

合羽籠

草履取(ぞうりとり)

魚屋町

町代

上下着用(じやうじやう)

狭(せま)ばこ

警固の者

袴羽織

袴羽織

車属世話人

陌(まち)・村とも町代・庄屋、右の通。警固并世話人等有之候得ば一々に不印、略之。且、其町によりて町代供に野風呂、弁当(べんどう)も為持たり。

魚屋町車山。枝町より出す車也。

始は「雪丸(ゆきまる)ケ」の駒(うま)を出し、延宝二年寅より石引車に成。正徳五年未より踊山にて、其後、今の恵比須綱釣のからくり(からくり)に替。これは先

御城番佐藤金平の御作と聞侍る。一説に、むかしは石引踊、左の通り。

四楽子式人・せりふ子供・対の道具・源氏舞入狂言三人出る。信濃釈迦踊式人・お江戸通り踊・宇治橋狂言三人出る。鎗持踊・異根無狂歌・柳樽・さつま源五兵部踊・対の挑灯(ちやうちん)・かうやく(かうやく)うり口状。

此車山、むかしは古雅なるもの也。墨ぬりの切破風・竹あじろの天井を、世風につれて唐破風(からはぶ)に直し、又、文政三年辰に修覆す。惣じて、幕・水引等も、むかし、地も綿(わた)にして有しを、中古よりして箔置(はく置き)の模様(ようよう)にす。今は不残、錦・金欄(きんらん)・羅砂類(らさるい)にして、いろいろとの縫(ぬい)をす。予が少小の頃迄は、下本町などに、花色(はないろ)もめん(めん)に丸の内に寛永十八年と文字の有しふる幕の破れ、又、砂箔置の水引等も、包み物にして残し事也。

魚屋町車山。

始は茶摘(ちやぢき)の駒(うま)もの也。正保元年申より車山になる。人形からくり、「日蓮上人星下りの図」。安永年中に乱杭(らんか)わたりの唐子(からこ)を添(そ)。なごや細工人、藤吉。

下本町車山

始は寛永十式年乙亥也。六年の間、馬の塔(うまのた)を出し、同十八年巳に車山になる。惣じて、車山は当町を以て最初とす。馬の塔の節(ふし)、聖(せい)の駒(うま)を添たりとも云。人形からくり、「くもまい」とて、老人三宝の上

に妖童をのせて持出る。舞竹に為取付たり。妖童、其竹に舞ふ。新三といふ者はじめ作り、年々青竹を伐て、赤がみにて巻たりと云。

其後、唐子老人を添(そ)、安永四年より今のからくりとなる。名古屋細工人、文吉離三と云者造之。

魚屋町・下本町、此両町のはじめ同年也。下本町に言伝しは、前後を争ひ、神主長太夫に神籠(かみか)を与せて定之。神主、魚屋町賄賂(わらわ)の為に魚屋町を先とす。下本町の者、神主の袖を引ちぎりと云事有

也。

中本町車山

慶安式年丑より車山を出し、からくり、「龍門の滝」といふ。其後

「西王母」に改む。安永年中に、名古屋細工人、藤吉、今の「西王母・唐子遊あやわたり」に作り替る。瑤台の額文字は崑岡先生の筆也。

中切村。駒物(うまもの)、聖商人拾八人。

承応二年巳より馬の塔式正出し、同五年申よりひじりに替る。一説に、「仙家」といふ事有。しれず。

大本町村。聖商人三人。

万治元年戌より出し、一説に、此大本町は古代なし。中切村の次は熊野町と云。

熊野町車山

むかしは「佐与姫」と有。何年より始たるか不知。慶安三年丑より車山に成と云。からくり、中昔は「是善卿、天より子を貰ひ給ふ所」なり。

横町黒船

むかしは大母衣・小母衣の武者也。天和三年亥より小母衣の脚計りに成。安永の頃には幟巻本出し、其後花車一輛出し、又、今の黒船に成。右、小母衣武者出候節、差ものに軍扇あり。是は同町大坂屋吉次の家珍也。太閤秀吉公より拝領品にて、年々借り用ゆ事也。可惜々々。小母衣の止しより其重宝をうしのふ。

鶴飼町。脚物。大母衣武者式人。

はじめの年号は不知。茶摘のねり物を出したりと云。其後、さし物さしたる歩武者を出し、承応二年より車山に成。からくり、「弘法大師の投筆」といふ。是は大手西の坂口に車山を組立たと聞侍る。其頃、惣町の幕・水引、地もめんにて有けるを、当町は神戸長蔵より、緞子の幕をかけたるといふ。正徳四年午より大母衣武者五人に成。其ころは木綿母衣なるよし。今、絹母衣にして式人なり。一説に、むかしは「稻荷大明神」といふ事有。不知。

上本町車山

慶安三年寅に始る順礼の脚也。其後、唐人の脚にかはる。元禄十式年卯より踊山に成。挑灯踊五人出る。花笠踊・道中踊・大八矢数踊・みなと踊・順礼踊・角力おどり・俵おどり等也。其後、人形からくり、「七福神」に替る。弁才天女居り給ふて、福祿寿、延命袋を抱て高欄より前へ七、八尺の樋をつたひ、其先に延命ぶくろを居

置帰りければ、袋は破て唐船になる。其中に福神連・唐子共出たり。樋は双方え割て波となり、船は元へもどるのからくり也。安永年中、なごや細工人、藤吉、今の「唐子遊」に作りかへる。

練屋町車山

慶安三年寅にはじめて鷹匠の脚ものを出し、天和三年亥に車山作る。元禄十三年辰に踊山になる。其後、今のからくりとなる。「弁才天・石橋獅子」、これは先御城番河内御氏の作といふ。一説に、「猩々と有。

鍛冶屋町車山

慶安四年卯に伊勢参りのねり物を出し、寛文十年戌に御座船の車に成。元禄十五年午に踊山になる。船子供六人。出羽所作踊・高柄杓おどり・みすおどり・ゑびす踊・花おどり・苗子おどり・二階おどり・ゑい／＼白鷺おどり・とよゑ踊・ひいたりな牛の綱おどり・大筒守踊・三五平おどり・市女おどり・笠おどり・唐人おどり等也。其後、人形からくり、「布袋和尚・唐子遊び」。此布袋は、むかし、名栗町くるま山に有。里語に、右、踊山の節、幕は緞子也。殿様より被下置たるといふ。又、武器をかざる。是は宮の後に御旗本の御閑居にて、片見久右衛門と申御方有、此家にて年々借用すと云。

内田村。脚もの、殺生人。

万治二年亥にはじめて馬の塔を出し、三拾三年過て、花うりのねりを出し、餌さしのねりを出す。或説に、十六番内田村、一七番内田村横町と有。同村にて式組祭祀をつとめたる事歟。

名栗町車山

延宝二年寅(一六七四年)より大神樂(おおかみ)を出し、元禄二年巳(一六八九年)に車山(くるまやま)になる。人形(にんぎょう)か
らくり(らくり)、「布袋和尚(ぼくがいわしやう)」。其後、今の「時平公・菅相公」にかはる。是は
小沢屋弥須兵衛作也。

余坂村車山

延宝二年寅より馬の塔式正出し、同四年辰(一六七四年)に山伏のねりになる。

文化〇年〇に車山出来る。人形からくり、「二福神」。一説に、「山伏・
比丘尼」と有。

寺内町車山

延宝二年寅より「雪丸ケ」を台(たい)に居(す)へて出し、其後、〇年〇に車
山(くるまやま)に成。車山の前(まへ)え雪掃(ゆきはら)の脚(あし)出(で)る。

此車(くるま)に松(まつ)を樹(たか)る事也。是は八月廿一日、丸山の内にて被下置候。
伐取(たきと)の節、山廻(やままわ)式人・定廻(じやうまわ)りの衆(しゆ)老人・御伐方(ごたかた)の衆(しゆ)老人御出張(ごしやうちやう)にて、
例年(れいねん)被下置候。此節(このせふ)、中切村(なかつきむら)聖(ひじり)のかざり松も伐出(たきだ)す云。

外町車山

延宝二年寅より車山を出し、からくりは「七夕二つぼし」なり。

傘鉾(かさぼこ)十式本。 十式町より一本づつ出る。

御旗(ごはた)。 錦(にしん)の対。

御矛(ごほこ)。 式本。

御楯(ごたて)。 式個。

御塩水(ごしほみず)。 神人勤(かみいんごん)之。

御神宝(ごみくぼ)・御刀類(ごたぎり)。産子(うぶこ)より志願(しごん)の者勤(ごん)之。むかしより立願果(たてごんぐら)しに
て、御旗(ごはた)をはじめ御神宝(ごみくぼ)を以て、供奉(くわんぷ)し侍(まじ)る事なり。

御籠(おみかご)。 一ヶ。

市女(かぐらぎ)。

神樂座(かぐらざ)の神人。

神官并他社より参勤(まきん)の社人。

御太幣(おみふち)。 白張(しろはり)の神人、かき奉る。

御神輿(おみこし)。 式本。

御駈(おんさし)。 同 傘

舍人(とねり) 雑色(ぞうしき) 同 小舍人童(ことねりわらわ) 床机(しよき) 市女笠(かばかこ)

舍人(とねり) 雑色(ぞうしき) 同 舍人童(とねりわらわ) 床机(しよき) 市女笠(かばかこ)

神主先代(かみぬし)は、行列(ぎやうぎ)、武家立(ぶけたち)にて、対(たい)の箱(はこ)・対(たい)の道具(たぐい)等の為持候(まもりまう)処、
在誠代替(まことかへ)之。

町方御手代式人(まちかたごてしろ) さすまた もじり より棒

先年(せんねん)、此所町方御足輕御勤(ごあしかりごん)の処、安永七年(あんえいしちねん)より御手代(ごてしろ)になる。梓(あざ)
にて御勤(ごん)有し処、寛政十式年(かんせいじしきねん)申より平服(へいふく)にて御勤(ごん)。但、御社内御勤(ごしやうちごん)
の御同心(ごおんしん)も、是迄立付(たてつけ)にて御勤(ごん)の処、平服(へいふく)になる。此所へ、むかし
寺社方御足輕御勤(てらじやうかたごあしかりごん)の事も聞侍(きこまじ)る。

祭礼行幸式(まつりぎやうきやうしき)、終。

一、廿八日。朝六つ半時(あさむいそ)に寺社御奉行所(てらじやうかたごべいぎやうじよ)・町御奉行所(まちごべいぎやうじよ)・御目付様等(ごめつけさまらう)
御出張(ごしやうちやう)にて、神主宅(かみぬしや)に御休息(ごしきやす)有之。五つ時(ごつとき)に鳥居東(とりいひがし)の御棧敷(ごせきしき)へ御出
候(まう)て、祭礼(まつり)始(は)る。右、三役(さんやく)の御下役(ごげやく)・地方(ちほう)の御手代等(ごてしろらう)御棧敷(ごせきしき)前(まへ)両側(りやうがわ)
に御固有(ごこご)之。引終(ひきしま)て三頭(さんづつ)わ御引取(ごひきと)に成。夕方(ゆふかた)に御出張(ごしやうちやう)有之、子の刻(このとき)

過、社内に入の引払候にて、御引取に成。

車山・脚物等休息所并帰りの事

御輿は行粧の節、問屋前より先き御ぬけ通りにて御旅所へ着。御式掌、神樂一座・御酒・御饌を備て、神拝終る。神主供奉して還幸と成、余坂、魚屋町、練屋町、鍛冶屋町を御通り、御社内へ着御まします。直に遷宮をし奉る。但、先払の袴着・御獅子・御神等は惣町代に属て帰る。惣町代は魚屋町に休息す。

魚屋町の車は魚屋町水溜の前へ引入、枝町の車は枝町口へ入れたり。下本町・中本町の車は町御長屋口へ引入たり。中切・大本町の聖、熊野町の車、横町の黒船、うかい町の大母衣、上本町・練屋町の車は余坂村へ出して、引違へ順に輿へ並ぶ。

寺内町の車は寺内町口へ引入、かぢや町の車は木戸際に引寄、北に片付置、余坂の車を通し、下本町・中本町の車の出たる跡へ入る。名栗町・外町の車は木戸際迄引来り、魚屋町式輦の出たる跡へ入る。是も、むかしはかぢや町の車同様、木戸際に三輦を引寄置、下本町・中本町の車出たる跡へ入たるを、○年より今の引入に成。

御先払を始、惣町代、魚屋町より練屋町通を下り、先き車三輦廻りや通りへ出たる時、御社内へ帰り、町御奉行所へ先き車三輦引もどし候旨申達、引取候の事。

笠鉦は先達て御供にて帰り、町々引取候。

魚屋町の二輦はかぢや町通りを下り、熊野町通を登る。下本町・中本町は宮の後え引入、中切・大本町の聖りは宮の前を西へ通り、名栗町より武士町を登り帰る。熊野町は宮のひがしより其町へもど

り、横町・上本町は宮の前より本町通を帰る。大母衣は武士町を上り帰る。練屋町は図師の口へ入置て、外町の戻りを待つ。むかしは宮の東迄奉送事にて、外町とねりべいの際にて引違をとりしを、或年、大に喧嘩して以後は図師の口へ入置也。かるがゆへに、外町の通り濠迄は幕もつけ、町代并警固等もみなく揃る。是を旧例とす。

余坂は、むかしねりや町より図師をひがしへ帰る事也。今、車山にしてより、練屋町迄送り来り、横町迄もどし置、跡車を通して、魚屋町を余坂に戻る。寺内町はねりや町辻より図師をひがしへ帰る。内田村も右同様なり。名栗町・外町の二輦は宮の前へ出てかへる也。夕暮より、其車山・脚物の等に挑灯を燈し、其数餘多にして誠に善美をばつくしたる祭事也。

一、天明五年巳に、出御より雨ふり出し、大雨と成。雨中ながら引わたる。戻り車の事は勝手次第と被仰出、模通の引取候中、仍え、外町・なぐり町・下本町・中本町・上本町等のくるま、魚屋町より本町通りへ引もどる。其余も皆夫々に引もどしたり。

一、文化八年、御入城有之。廿六日に行式の車を御上覧被遊候。丸屋平兵衛所二階座敷を御棧敷に被遊候。四つ頃より本町通に行式を揃ふ。此年、廿八日夜と同じ物を御上覧有之、皆々車山、本町通え引戻す。珍敷事ゆへにこゝに記す。

一、寛政七年卯より、名古屋寺社御吟味役二頭・御手代式人・御同心式人・小牧方御同心式人御出張になる。享和二年より相止む。

寺社方は、同心式人・人別衆式人・小牧方御同心式人、毎年御出

張になる。

右、御吟味役御出の節は鳥居東に御棧敷とる。御当地の御棧敷は鳥居西になる。むかしより御三頭とも袴(かみしも)にて御座候処、午年(う)より御平服に成。又、文政元年(二八八年)より御肩衣に成。

祭祀引渡し相済候て、町御奉行所御目付様、本町通り魚屋町木戸迄御廻り有之候処、今は夕方御出張の節、御廻に成。

一、八月に閏(うるふ)の有事稀也。むかし「延宝(えんぽう)に有之て而度、寛永(くわんえい)に彦(ひこ)度」元禄年中より閏祭はじまり、元禄四年・元禄十五年両度共、左の通。
一、傘鉾十五本、魚屋町。十三本、下本町。十五本、中本町。三本、熊野町。彦本、鵜飼町。式本、横町。八本并踊、上本町。八本并踊、練屋町。三本并踊、鍛冶屋町。三本并大神楽、名栗町。式本、寺内町。六本、外町。メ七拾九本。

近例は文化二年乙丑(二八〇五年)、閏八月有。笠鉾彦本(ついで)つつ十式町より出し、富岡村・橋爪村より大神楽(おおかみくら)を出て御旅所へ行幸、かたのごとし。還御の後、太々神楽(たいたくかぐら)を執行す。又、丙子年(二八二六年)に閏八月有りて、廿七日早天(まいばやし)に舞囃子(まいばやし)を拝殿におゐて執行。又、南山名村より笹踊狂言を奉納す。廿八日はかたの如く御旅所へ行幸まします。神主は駕子(かこ)にて供奉す。還御の後、太々神楽(たいたくかぐら)を執行。橋爪村・富岡村・栗須村より大神楽(かぐら)を出して、行幸の節、御旅所へ供奉す。

一、祭祀に笠鉾の出る事は元禄二年(二八九年)にはじまると云。

一、善師野村の里語に、むかしは祭祀に馬の塔廿五疋出したる事也。群集の節、馬は過ち等もあらん哉と御役所より御沙汰有候て、別に祭祀をつとむる事となりぬ。伏屋・清水(みづ)は廿一日に祭り、寺洞・向

野(の)は廿八日を祭ると云也。

一、享保七年(二七三二年)寅に練屋町・上本町・枝町等の踊止む。同十八年癸丑(二七三三年)にかぢや町順礼、車に替るといふ事見たり。

一、往古は、栗須・継鹿尾(つがお)・善師野・橋爪・富岡村等は大山の一村と見たり。栗須村、今、廿七日を祭祀とす。継鹿尾村は観音山の鎮守、白山宮を産神とす。橋爪・富岡に産神なし。当社を産神と知る人々、尊み奉る。

一、葉栗郡後飛保村白山宮の祠官、梶浦氏は代々当社の神人也。己に神楽座の役にて、風折烏帽子(かざりえぼし)・狩衣(かりまぬ)等着用の御免許状は吉田殿より出たり。

注

(1) 紀貫之の大井川行幸和歌序の一節「……このことの葉、世のすゑまでのこり、今をむかしにくらべて、後のけふをきかん人、あまのたくなわくり返し、しのぶの草のしのばざらめや」から引用したものである。この序文は『古今著聞集』に収められている。

(2) 印銘は、「岡田信易」

(3) 戌亥（いぬる）は「乾」とも表記し、現在の西北の方向。「国の戌亥」とは尾張国の西北の意。

(4) 現在、大山市大字楽田字宮山三にある大泉神社。この神社は、大泉神を祭神とし、八四七年に真清田神とともに従五位下の神階を授けられ、（『統日本後紀』）その四年後にはこの両神とも官社に列せられた。（『日本文徳天皇実録』）そしてその八年後には、熱田神社などとともに、遣使大枝音人によって神位記・財宝を奉られている。

（『三代実録』）

(5) この歌は、宗良親王の歌集『李花集』にも収められており、その詞書は「忍びて美濃国までまかりのほり侍しかども、都へもはばかりおほく、又跡へもかなはぬことなん侍で、大山といひし所より、なるみの浦ちかくいで侍しに、山ぢには引かへて、海つらの住居もめづらしく覚侍しかば」となっている。

(6) この書名は空海の著作に見当たらない。強いて求めれば、『神将東通記』（弘法大師伝記集覧所収）に次の記事がみえる。

（八三五年一月）「廿八日、大師潜謂師曰、深禪完有顕有秘、秘、則今吾親、独口授、公、未曾示他子弟也、須思我口心、即汝口心、可」

秘可秘、便付「秘訣三卷」、所謂「取後耳語法者、載入定所及弘法大事云、」（和州室生山仏隆寺堅慧大徳伝）

この伝記に見える「秘訣三卷」が実在したものであるかどうか、また、実在したとしても、これと「空海上人秘決抄」との関係は定かでない。

(7) 岩倉恒具のことか。恒具は竹内式部に就いて神道を学んでおり、彼が物語ったと云う歌は神仏習合思想そのものである。

(8) 堀輝栄。大山の針綱神社の神官を勤めたことがあり、肥田信易とは親しい間柄にあった。

(9) 一六一七（元和三）年より大山城主は成瀬正成となるが、正成が初めて入城したのは翌年の三月七日のことである。（『犬山城主考』）正成以後、成瀬氏が代々犬山城主となった。したがって、こゝで「御当家」と云うは成瀬家をさす。

(10) 岡田平右衛門。休吾と号した。一七八五（天明五）年五月廿四日没。（岡田平右衛門墓碑銘及び、肥田家所蔵の家譜覚書）

(11) 読書に最適な冬と夜と雨天の時。

(12) 印銘は「百五齋」、「除風」

(13) 氏子。生れた土地の神社（産社）の管下に属する人民。

(14) 一五三五（天文四）年から一五四七（天文一六）年までの犬山城主で、それまで木の下にあった城を三光寺（現在場所）へ移した。

（『犬山城主考』）

(15) 吉田兼俱の孫。神祇大副と侍従右衛門督を兼ねた。兼俱の創始した神道を継承し、神職界に対する吉田家の勢力拡張を進めた。

(16) 一六〇〇（慶長五）年から一六〇七（慶長一二）年までの犬山城主。（『犬山城主考』）

- (17) 志水忠宗。一六一一（慶長一六）年、平岩親吉没後、尾張の国事を執り、大阪の役の時名古屋城の留守を守って本丸に住した。一六一九（元和五）年には一万石の所領となり、一六二六（寛永三）年に本丸にて没した。（『士林沂泗』）
- (18) 黄檗山万福寺主。万福寺第七世で、一七〇九（宝永六）年没。
- (19) 尾張藩の儒者。太郎右衛門は通称で、名は秀雲。字は子龍で、君山または龍吟子と号した。一七四三（寛保三）年に書物奉行となり、主命により、『張州府志』『士林沂泗』を編述した。
- (20) 『雲上明覽大全』。編者は不明。
- (21) 寅年、午年、戌年の意。干支の紀年法のうち、十二支の循環しているのを用いて表わした。すなわち、寅年から始めて一七年目は午年となり、次の一七年目は戌年となり、そして次の一七年目は寅年となる。
- (22) 十二支は一日の時刻にも配され、「昼の午の刻」とは昼の十二時。
- (23) 宮中の白馬節会が神事になったものと伝えられ、大阪の住吉神社が正月七日に行うのは有名。
- (24) 疫神を祭って疫病をはらい、またその来襲を防ぐ祭。
- (25) 神前にて熱湯を沸かして、これを笹の葉にひたして自身にそいで神に祈る神事。盟神探湯との関係があるようだ。
- (26) 穀物の豊作を祈る祭。
- (27) 夏越祓とも書く。祓の行事。紙で形代人形を作り、それに姓名・年齢を書いたものを神社に納めて祓を受ける。また、茅萱でアーチを作り、参拝者にそれをくぐらせて祓をする。「輪くぐり」とも云う。
- (28) 稲の収穫を祝い、神に感謝し、来年の豊作を祈願する祭。
- (29) 忌服。父母、その他近親者が死んだ場合に一定の期間、謹慎して
- 家にこもる（喪に服す）こと。
- (30) 暇とは、荒怠を云い、この間は主君より暇を乞いて、人に対面しないで引きこもりおること。（『神祇道服紀令秘抄』）
- (31) 穢れを忌みて、煮たきする火を別にすること。
- (32) 喰うこと。つまり、「火をくう」とは火を使用すること。
- (33) 清めの為に火打ち石で打出した火。切火。
- (34) 麋鹿・鞍鹿・擗・青鹿はすべて羚羊の異名。
- (35) 合火。同じ火で煮焼きすること。或いはその煮焼きしたもの。
- (36) 月経。こ、では、生理日の女性をさす。
- (37) 近藤秀胤写本には次のように記されている。
- 「此服忌令、死穢・産穢・食穢の事は、前神主播摩守へ子が祖父は書贈らせし候の事有て、わが家の写し侍る。」
- (38) 二月になって最初の卯の日。
- (39) 一ヶ月を上・中・下に分けて考え、「中の申の日」とは中旬における申の日。「上酉日」とは上旬における酉の日。
- (40) 十干と十二支を組合せて得られる六十干支を日順記号として、周期的な日を表記している。したがって「己巳日」とか「庚申日」は各々六十日目ごとに訪れる。
- (41) 「巳の刻」は午前十時。「午の刻」は十二時。「申の刻」は午後四時。
- (42) 山車。当時は「車山」と表記したようである。大山里語記」と同時代に書かれた『犬山視聞図会』においても「車山」と表記されている。また、その呼び方については、現在の犬山で「やま」と云っているところから、「だし」とは云わず「やま」と云っていたものと考えられる。
- (43) 練物。市中をねり歩く行列。

- (44) 武家の礼装の一つ。肩衣かたきぬと袴はかまとからなり、その材質・色合いを同じにしたもの。肩衣は肩から背中にかけて着た武士の礼服。
- (45) 「六つ半時」は午前七時。「五つ時」は午前八時。
- (46) よろいの背に負って矢を防いだ用具。竹を骨として布をかぶせた箆状のもの。
- (47) 絡繰。人形などに糸をつけて、人がかけであやつるもの。
- (48) 破風はふとは切妻造または入母屋造の屋根の両側にある、たるきの外に取付けられたへ形の板を云う。「切破風」は切妻破風の略。「唐破風」とは唐門の破風のように波状をしたもの。
- (49) 竹網代。薄く細くした竹で、斜めに或いは縦・横に編んだもの。
- (50) 山車の四面に張る幕。とばり。
- (51) 木綿地。木綿の生地。
- (52) 金・銀などの箔をはったもの。箔押。
- (53) 錦は、色糸や金銀糸を横糸に加えて模様を織り出した、地質の厚い絹織物。金襴は、錦の類であるが、平金糸を横糸に加えた、さらびやかな織物。羅砂は、ラシヤで、羊毛でもって密に厚く織った毛織物。
- (54) 縹色びやういろの略。あい色の薄いもの。はなだ草（つゆ草）の花の絞り汁で染めたところから云われる。
- (55) 杭出しと云って、泥川で用いる、水流の方向を他へ変える装置。「地方凡例録」。秩序なく打ち込んだ杭。
- (56) 諸願成就の駆馬。即ち人の乗らない競馬の神事があり、熱田神社の馬の塔もこれと似た儀式である。（柳田国男著「年占の二種」）針綱神社の馬の塔もこの系列のものであっただろう。
- (57) 三方。神仏・貴人などに供える物をのせる台。

- (58) 清原雄風。崑岡または雲半道人と号した。始め医師となり、遍歴して和歌をよんだ。歌集に「雄風家集」あり。一八一〇（文化七）年、六十八才にて没。
- (59) 生糸または練糸で織った、地の厚い紋織物。絹織物の一種。
- (60) 底本では「寅」となっているが、元禄十二年は卯年なので卯に訂した。しかし、「寅」が正しいなら年号紀年が元禄十一年となる。
- (61) 鷹の餌とする小鳥を刺し捕える人。
- (62) 大きな傘の上に、鉾・太刀などを飾り、かつぎまわるもの。
- (63) 矢をさし入れて背に負う武器。
- (64) 神に祈る時に供えるもの。麻または木綿あるいは紙を切り垂らし、細長い木に狭んだものの、大型のもの。大型の御幣ごへい。
- (65) のりをかたくつけた狩衣様の服で、色は白あるいは黄色。
- (66) 驚の羽根あるいは絹でうちわの形に作り、長い柄をつけたもの。身分の高い人の顔をかくす為に用いられていた。
- (67) ここでは行列の順序・配置が記されている。
- 古代の律令制社会において、舎人は下級官僚であり、小舎人童は近衛の中・少将が召した童である。また、雑色は良・賤に大別された人民のうち良の部の最下位に属していた特殊な身分の者。
- しかし、中世においても、幕府の番衆の序列として、侍・格勤・中間・小舎人・雑色の呼称があった。
- (68) 在誠は、堀輝栄（有定）の子息で、当時の針綱神社の神主。近藤秀胤写本においては、当該箇所が次の如く記載されている。「神主行列、先代は武家立にて、対の箱・対の鎗・長柄傘と、被為持候処、当代在誠にて、公家行列に改る。」
- (69) 刺股さした・銀ぎん・寄棒は、近世において、狼藉者などを捕える時に用い

られた武具。三つ道具。さすまたは琴柱棒ことじぼうとも云い、もじりは袖摺そでがらみとも云った。

(70) 六つ半時は午前七時で、五つ時は午前八時。子の刻は午前〇時。

(71) 当時の城主、成瀬正寿の帰還。正寿は尾張藩の家老をしていた。

(72) 午後十時頃。

(73) 午年として、一七九八（寛政十）年と一八一〇（文化七）年が考えられるが、前者か。

(74) 八月の閏は、延宝年間には一六八〇（延宝八）年の一度のみであり、寛永年間には一度もない。

(75) 伊勢神宮で行う神樂のこと。

(76) 能樂で、囃子はやしに舞のあるもの。

(77) 伏屋、清水、寺洞、向野は地名で、現在は犬山市大字善師野（あざ）の字として残っている。

(78) 現在の江南市大字後飛保（あといほ）。